

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
は、翌日  
の翌日)

## 目次

- ◇選管告示 鳥取市議会議員の一般選挙の期日  
昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙及び  
鳥取市議会議員の一般選挙における投票の順序及び開票  
の順序

## 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定による  
鳥取市議会議員の任期満了による一般選挙の期日は、昭和四十五年十一月  
十八日とする。

昭和四十五年十一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に

なう鳥取市議会議員の一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票  
所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行なう開票所以外の  
開票所における開票の順序を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第  
百二十二条の規定により次のとおり定める。

昭和四十五年十一月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

### 一 投票の順序

1 鳥取県知事選挙の投票

2 鳥取市議会議員選挙の投票

### 二 開票の順序

1 鳥取県知事選挙の開票

2 鳥取市議会議員選挙の開票